

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドック費用の助成

国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドック費用の助成を行っています。市と委託契約をしている医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用の7割相当額（4万円を限度）の助成を受けられます。

◆助成条件

- ・同年度内に人間ドックおよび特定健康診査を受診していない方。
- ・納期到来分の保険料を完納している方。
- ※特定健康診査と人間ドックは検査項目が重複するので、どちらか一方を受診してください。同年度内に市の助成を利用する受診は1回のみとなります。

国民健康保険被保険者

- ・30歳以上75歳未満の方
- ・納期限までの国保税をすべて納めている方

総合病院附属幕張クリニック、斎藤労働病院、地域医療機能

◆市と契約している医療機関

国保大網病院、浅井病院、さんむ医療センター、国保旭中央病院、塩田病院、公立長生病院、亀田クリニック（亀田健康管理センター）、亀田

て納めている方

後期高齢者医療被保険者

- ・納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めている方

◆手続き方法

医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースの分かるものと印かん・被保険者証を持参し、市民課または白里出張所で申請してください。承認書を交付しますので、予約した医療機関へ提出してください（白里出張所で申請した場合は後日承認書を交付します）。

認可外保育施設の利用者助成

市では、認可外保育施設を利用している保護者の経済的負担の軽減を図るため、年に2回、「認可外保育施設利用者助成金」を支給しています。

4月から9月までの利用分が助成金の対象となる方は、窓口へ備え付けの交付申請書等の提出をお願いします。

- 詳細は問い合わせください。
- ▶支給要件
- ・市内在住の保護者であること
- ・保護者と同一の住所を有する子どもであること
- ・一定の要件に該当する認可外

保育施設（事業所内保育施設、企業主導型保育施設等を除く）へ子どもを預けていること

・認可外保育施設の月の利用日数が15日以上であり、かつ、当該月の保育料が3万円以上であること

- ▶助成額（月額）
- ・3歳未満児=6,600円
- ・3歳以上児=4,100円
- ※平成30年4月1日現在の年齢で判断します。
- ▶申請期限=10月12日(金)
- 申・園子育て支援課保育班 ☎0475(70)0347

推進機構 千葉病院（旧千葉社会保険病院）、千葉ロイヤルクリニック、ちば県民保健予防財団、千葉メディカルセンター（旧川鉄病院）、ポーツクスエア柏戸クリニック、山之内病院、井上記念病院、

リソルクリニック ※検査内容は医療機関によって異なります。予約の際に医療機関へ直接ご確認ください。

申・市民課国保班 ☎0475(70)0334

平成30年度集団健診を追加実施

今年度、特定健康診査または人間ドックを受診していない方を対象に、特定健康診査（集団健診）を追加実施します。

実施日	会場
10月12日(金)	保健文化センター 3階ホール
10月13日(土)	

- ▶対象
- ①受診時に国民健康保険に加入している40歳以上の方（平成30年度中に40歳になる39歳の方も受診できます）
- ②受診時に後期高齢者医療制度に加入している方

▼持ち物

- ・受診票（5月下旬に送付したもの）
- ・尿（朝一番の尿を採取してください）
- ・保険証
- ・費用〃無料

◆がん健診も実施しています

肺がん、大腸がん、前立腺がん検診、胃の健康度検査を同時実施しています。大腸

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金（医療機

がん検診を希望する方は事前に申し込みください。 ※がん検診については、健康保険の種類に関係なく受診できます。

◆注意

- ・平成30年度に既に特定健康診査を受診済の方、人間ドックの助成を受けている方は、特定健康診査を二重に受診することはできません。
- ・受診票を紛失した場合は、再交付が必要となりますので、お早めに問い合わせください。

（特定健康診査について）

申市民課国保班 ☎0475(70)0334

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

がん検診について 申健康増進課健康増進班 ☎0475(72)8321

後期高齢者医療制度の障害認定

65〜74歳までの方で一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入することで、現在加入している健康保険（国民健康

保険など）に比べて医療機関での窓口負担や保険料の負担が軽くなる場合があります。

まずは、障害者手帳等をお持ちの上、窓口にてご相談ください。

◆加入することができる障害の程度

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級をお持ちの方で、下肢障害（1号・3号・4号）または音声・言語機能障害に該当する方
- ・療育手帳（重度の区分）をお持ちの方
- ・障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方

◆加入する際の注意

すべての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます。加入するかしないかは本人の判断となります。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

詳細は問い合わせください。

申市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

県後期高齢者医療広域連合資格保険料課 ☎043(308)6768

安全安心コーナー

～安全で安心なまちづくり旬間～

県警では「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の理念に基づき、県民の関心・理解を深めるため、毎年10月11日から20日までの「安全で安心なまちづくり旬間」に、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々と協力しながら、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動を行っています。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご協力をお願いします。

- ▶主な活動内容
- ・防犯ポスター展
- ・地域防犯ボランティア県民大会
- ・街頭における防犯キャンペーン

- ・防犯ボランティアなどによる防犯パトロール
- ・防犯教室、防犯座談会、出前防犯講話の開催

●今月の移動交番車開設日

開設場所	日 時
セブンイレブン 季美の森店	11日(木)13時～14時
ケーヨーD2 大網永田店	24日(木)10時～11時30分
主婦の店 大網店	9日(火) 13時30分～14時30分
農村環境改善センター	4日(木)10時～11時30分
大網白里市役所	26日(金)14時～15時
国保大網病院	3日(水)14時～15時
	30日(火)10時～11時30分
	23日(火)10時～11時30分

●合同防犯パトロール予定

集合場所	日 時
増穂小学校	9日(火)14時50分～
季美の森小学校	11日(木)14時10分～
増穂北小学校	30日(火)14時30分～

申東金警察署 ☎0475(54)0110



関等の窓口負担）の減免や、徴収猶予を受けることができます。

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した場合

申市民課国保班 ☎0475(70)0334

ねんきんナビ

納めた国民年金保険料は
全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

◆控除の対象

- ・平成30年1月～12月までに納められた国民年金保険料全額
- ※過年度分や追納された分も含まれます。

◆控除を受けるには

社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書や保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

◆控除証明書の送付

平成30年1月1日～10月1日までに保険料を納付された方は、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

申告書の提出の際は、証明書または領収証書を添付してください。

※10月2日～12月31日までに今年度初めて保険料を納められた方へは、平成31年2月上旬に送付されます。

申千葉年金事務所 ☎043(242)6320
申市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336